* 実施体制図　　件名「佐賀県東松浦郡玄海町文献調査対象地区の地震・活断層及び隆起・侵食に  
  関する情報の収集及び整理」

再委託

再委託

再委託

【発注者】

原子力発電環境整備機構

【受託者】

株式会社〇〇

【再委託先】

株式会社××

【再委託先】

株式会社△△

【再委託先】

株式会社A（未定）

委託

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 住所 | 業務内容 | 金額(税込、円) |
| 受託者 | 株式会社〇〇 |  |  |  |
| 再委託先 | 株式会社△△ |  |  |  |
| 再委託先 | 株式会社×× |  |  |  |
| 再委託先 | 株式会社A（未定） |  |  |  |
| その他 | 軽微な再委託の合計 |  |  |  |
| 再委託費計 |  |  |  |  |
| 契約金額 |  |  |  |  |
| 再委託比率 |  |  |  | ％ |

※再委託比率とは、再委託の契約金額（税込）÷契約総額（税込）×100により算出した率のことを指す。

小数点以下第2位を四捨五入にて算出すること。

※機構との契約締結後、契約書第13条3項に基づき再委託承認申請書の提出が必要となる場合は、

以下の通り。

・再委託先の追加・変更

・再委託先の名称・所在地の変更

・再委託する業務内容の追加・変更

・再委託比率が５０％を超える場合

・再委託予定金額の変更（増加の場合に限る）

※受託者は、契約書の第13条第5項に記載の事項について、機構との契約締結後に再委託先と書面

にて約定を行い、写しを機構に提出すること。

※軽微な再委託とは、1件あたりの契約金額が100万円未満で、かつ委託費総額の50％以下の再委託を指す。

* 再委託を行う理由

・株式会社△△・・・

・株式会社××・・・

・株式会社A（未定）・・・

* 再委託比率が５０％を超える場合はその理由